
入会のしおり

(入会規約)



姫路市立香寺温水プール
こうでらスイミングスクール

ご入会ありがとうございます

- ◎本日からあなたは、こうでらスイミングスクールの会員です。
- ◎春・夏・秋・冬、四季を通じて室内プール(水温31℃、室温33℃)で元気一杯のびのびと正しい泳法による指導が受けられます。
- ◎児童の健全な育成の場として、発育期に当たる児童の運動不足解消と体力の増進に、水泳は大いに役立ちます。
- ◎泳力別のクラスに分け、各種泳ぎ方の指導を受けられます。
- ◎生涯スポーツの一環として、地域社会のお役に立てれば幸せに存じます。

こうでらスイミングスクールの特徴

1.一貫し統一された管理と指導

会員一人一人の出席状況、進級テスト、記録会その他のデータは全てコンピューター処理されスクールの記録として残り、各入水指導コーチの資料として利用されます。

最高の技術水準で年齢に応じた指導を、初心者から上級者まで能力別に一貫したカリキュラムで親切に指導いたします。水泳指導を通じて基礎体力づくりはもちろんのこと、健全な青少年の育成を図ります。

2.研究を重ねたユニークな初心者指導

スイミングスクールで行っているスイミングヘルパー指導法は、当校において研究や実験を重ねて開発したもので、理論的にもその効果のすばらしさが実証されています。

〈指導法の特徴は〉

- (1)恐怖心を持たせない。
- (2)無理がない。
- (3)正しいフォームの泳ぎをおぼえる。
- (4)躯幹筋をよく発達させ、筋バランスのよいからだを作る。
- (5)危険がなく指導性が高い。

この方法によって泳ぎをおぼえた子供は、大勢すばらしい記録を出し始めるでしょう。

3.すばらしい施設と環境

施設は公認プール(25m×6コース)をはじめ、可動床プール(25m×3コース)もあり、小さいお子様にも安心です。またサウナやジャグジーもあり、リラックスできる設備を備えています。

この設備は安全性・衛生性に特に留意してあります。完全な水質管理を実施し、安全清潔で一年を通じて快適な環境で練習ができます。

4.クラス出席制

一人一人のお子様によりいきとどいた指導を展開すべく、クラス出席制を取り入れております。

カリキュラム自体は、週単位、月単位で上達を目標にしておりますのでお子様の練習回数は週に1度でも必ず効果があらわれます。

水泳を行ったらどんな効果があるか

水泳を行ったらどんな効果があるのか、皆さんと一緒に考えてみましょう。

1.まず一般的に泳げることの利点

- (1)泳げるということは、第一安全であり、万一のとき生命を失うか失わないかの大きな分かれ目になります。
- (2)泳げることによって生活や経験の範囲が広がります。行動の範囲の拡大だけでなく、物の見方、考え方に大きな差を生みます。
- (3)生活技術の向上、単に船やボートの上だけでなく、21世紀の花形といわれる海洋開発にしても、泳げなくてはその仕事に携わることさえ困難になります。

2.健康維持に大きな効果

- (1)泳ぎは全身の筋肉をほとんどムラなく使います。特に4つの泳法を全部泳ぎ込むと、その成果は一段と高まります。
- (2)水の粘性に打ち勝って四肢やからだを動かすため、筋収縮が一定の制約を受け、なめらかでしなやかな筋を育てます。
- (3)無重力運動の特性から、筋の始動性が遠心的です。正しい泳ぎ方をおぼえると、躯幹筋をよく発達させ、非常にバランスのよい筋の発達を促します。
- (4)水の皮膚刺激のため、新陳代謝を盛んにし、皮膚を若く丈夫に保ちます。
- (5)無重力のため血管内圧力が一定に保たれ、血行を盛んにし重力負担や加圧バランスから解放されます。
- (6)陸上では使わないために退化している呼吸筋を強化し呼吸筋を育成します。
- (7)水と空気の接する水面を上下する運動により、他に類のない美容効果を上げることができます。
- (8)水中で無重力、固体との無接触などの特質から可動性の向上にたいへん大きな効果を発揮します。

3.幼児の水泳はなぜ効果的なのか

一般的に人間の成長の過程からいえば生まれて3歳までは脳の大発達期、3歳から5・6歳まではコーディネーションの発達期といえましょう。そしてこの期を通じていえることは関節の柔軟さ、心理的にはリズム感覚の形成、筋の発達、そして知覚の急速な拡大ということです。この時期に泳ぎを教えることは、これらの要因と全く一致し、すばらしい成長を促すことになるでしょう。しかしそれだけにむしろむずかしい点もたくさんあります。特に興味と発育発達の状況をうまく結びつけていかなければ逆効果さえあり得ます。

こういう点を充分配慮し、研究して水泳を行わせるならば、知能、リズム感、コーディネーション、情操いずれの点でも大きな成果を上げ、将来の人間形成に大きな貢献をすることになるでしょう。

4.エージグループ水泳の測り知れない効果

エージグループの水泳活動はまだ正しく認識されていませんし、またそれを正しく実行しているところも少ないようですが、これを高い視野と健全なモラルで運営するならば、次のような効果が得られます。

- (1)各年齢の発育発達に応じた心身の訓練によるすぐれた体育効果。
- (2)各年齢に応じた心理的あるいは性格的形成を助長する。
- (3)集団行動、規律、人間関係など、社会性の習得。
- (4)克己、忍耐、計画、実践など高度な精神力を養成する。
- (5)地域社会に対する有形無形の寄与貢献。

そのほか数え切れないほどたくさん効果があります。しかしこれらの効果の前提は"水泳の指導が正しくなされた"ということにかかっております。そしてこの「正しい指導」ということは大変むずかしいことです。たゆまぬ研究と勉強と組織的な対処が必要です。正しい効果は正しい指導によってのみ得られる。これこそ水泳指導の問題点であり、その指導の場を求める保護者にとって最も重要な関心事であるといえましょう。

手続きときまり

こうでらスイミングスクールへご入会を希望される方は以下の手順にてお手続きを行ってください。

●入会手続

- (1) こうでらスイミングスクールでお申し込みください。
通帳・印鑑をご持参の上、**入会金(2,500円)**、を添えて、**希望日前日までに**申し込んでください。
- ・本スクールへ入会されますと、会員証を発行します。
- ・入会時に最初の月会費1か月分を現金でお支払いください。

●会費

- (1) 毎月の会費は**兵庫西農協か但陽信用金庫の自動振替**でお願いします。
- (2) 引落日:**当月10日**(土曜・日曜・祝日の場合は翌日)

●会員証について

- (1) 会員証は入場の際、**必ずフロント前のカードリーダーを通してください。**
- (2) もし忘れたときは必ずフロントへ申し出てください。
- (3) その他フロントの指示があったときは提出してください。紛失した場合、**再発行料600円**を添えて申し出てください。

●コース変更について

- (1) 現在のコースで(曜日または)時間の都合が悪くなりコースを変更したい場合は、必ずフロントまで届けてください。
但し、定員その他の都合上キャンセル待ちして頂く場合もございます。
- (2) フロントに用紙を用意してありますので、記入の上、フロントの指示に従ってください。
・変更届は**前月の18日※1までに変更料400円**を添えて提出していただくと翌月より変更できます。前月18日以降の申し出は翌々月からの受付※2となりますのでご注意ください。※1 18日が月曜日の場合は17日まで。※2 お電話での受付は出来ません。

●休会について

- (1) 病気、その他の理由で休会される場合は、必ずフロントに休会届を出してください。
- (2) 休会は1ヶ月単位とします。
- (3) 休会される場合は規約に従い、**継続管理費**として**1ヶ月につき、1,400円**を納入してください。
- (4) 休会届は休会する当月中にお手続きいただければ翌月以降に**休会費(1,400円)**を振替致しますが、翌月になってからの申し出は一斉受付致しません。

※1 月末日が月曜日の場合はその前日となります。

※2 お電話での受付は出来ません。

※3 利用の有無にかかわらず休会届が提出されない限り、通常会費は引落されます。

●退会について

- ・やむを得ず退会される場合、**18日迄**にフロントにて退会届けをご提出いただくと、その月末で退会することができます。(18日を過ぎた場合、退会は翌月末扱いとなります。また、18日が月曜日の場合は17日までになります。)

例.12月末で辞めたい…12/18までに届提出(12月末まで施設利用可)

※お電話での受け付けはできません。

※利用の有無にかかわらず退会届が提出されない限り、会費は引き落とされます。

※再入会される場合は**1年未満**であれば**入会金免除**。(但し、キャンペーンの特典は適応されません。)

●短期教室について

・春休み、夏休み、冬休みを利用して短期教室を実施します。詳しくは始める1ヶ月ほど前にホームページや館内掲示板等でお知らせします。

●進級テストについて

- ・初級より進級テストを行い能力別にクラス編成をし、指導を行います。
 - ・年間スケジュール表に基き指定日に担当のコーチが授業中に検定します。
 - ・テストの結果、合格者には認定証を渡します。次の授業までにワッペンを購入し水泳帽に縫いつけてください。
- ※進級テストは競争ではなく、上達度を調べ生徒の励みにするためのものであり、かつ不合格者に対して次回よりどの練習を重点的に指導するかを見いだすためのものです。

●休みについて

年間スケジュールにしたがって休校日があります。カレンダーをご確認ください。
また施設を補修や、競技会などのため休むことがあります。この時は事前にお知らせします。

●事故について

本スクール内で会員規則に従わずに発生した事故、盗難については責任を負いかねますのでご了承くださいませ。
ただし、本スクールにおいて定められた授業時間内で本スクールの責と認められる事故については、本スクールの加入する傷害保険金内での補償をし、それ以上の補償と責任は負わないものとします。

●非常のとき

- (1)兵庫県姫路市に大雨、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪のいずれかの**特別警報及び姫路市香寺町香呂地区に避難勧告・指示が発令された時点**でスクールを休講とします。(※〇〇警報の際は通常通り営業しております。)
- (2)火事や地震のとき、または非常ベルが鳴ったときなどは、おちついてスタッフの指示に従ってください。

●その他

住所・電話番号等が変更になりましたら、フロントへ変更届を必ずご提出ください。

ご入会された保護者の皆様へ

コーチと保護者は協力者

私どもは、保護者の皆様と協力してよりよい教育をしていきたいと考えております。よい指導をするためには、より多くの情報が必要です。ですからどうか気がつかれたことは、コーチにおっしゃってください。そしてそれがあなたのお子様のために役立てれば幸いです。

クラブを通じてより高い組織理解を

家庭で毎日をごさすお母さま方は、どうしても社会的訓練から遠のいてしまう傾向があるといわれています。近年のようにすさまじい勢いで社会が変動して行くとき、新しい時代に即応した社会性、組織理解を持つことは、毎日激動の中で活動するビジネスマンさえ、それに追いつくことは大変なことです。

こうでらスイミングスクールはある意味で、そういう大人の社会性訓練の場ともいえます。新しい時代に生きるお子様のためにも、組織を理解し、社会性を身につけることが、ずっと心強いものになるでしょう。

そういう意味で組織の中での物の考え方、全体の中で自分を律する心構えなどを身につけられれば、一人のお子様だけで

なく、多くの子供たち、そして地域社会から日本全体をより高いレベルに引き上げるのに役立つと思います。

特に注意していただきたい事

※往復の交通事故に注意しましょう。(特に自転車は)

※盗難のないよう貴重品は持たせないでください。

※会員証をなくしたらすぐ届け出てください。

※場内は走らないよう子供に注意してください。

※ケガをした場合はコーチにすぐ申し出るように言ってください。

※忘れ物をしたらすぐコーチかフロントに申し出てください。

※忘れ物の保存は一定期間を過ぎますと処分されますので、くれぐれも忘れ物にはご注意ください。

保護者様へのお願い

1. お子様の健康状態は大丈夫ですか？健康上の変異があれば、必ずコーチ又はフロント迄申し出てください。

2. 観覧席からお子様へのサイン、合図は子供の進歩の妨げとなります。全てコーチにお任せください。

3. 幼児をお連れの保護者は、場内等危険がいっぱいです。お子様から目を離さない様お願いします。

4. 持ち物にはすべて名前を書いておいてください。

5. 水泳用品(水着、タオル、帽子、バッグ、カードケースなど)には、大きく名前を書いてください。

2. その他(くつ、長ぐつ、傘、かばん等)も名前を明記してください。

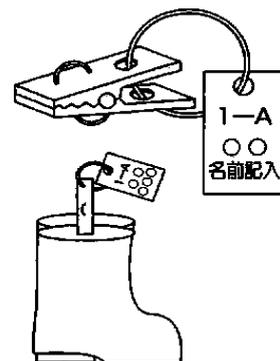
3. くつのまちがいや、忘れ物をしない為右の図の様にしておいてください。

※お母さんと一緒に作りましょう。2つ以上作ってください。(厚紙洗濯ばさみ・ゴムひも・マジック)

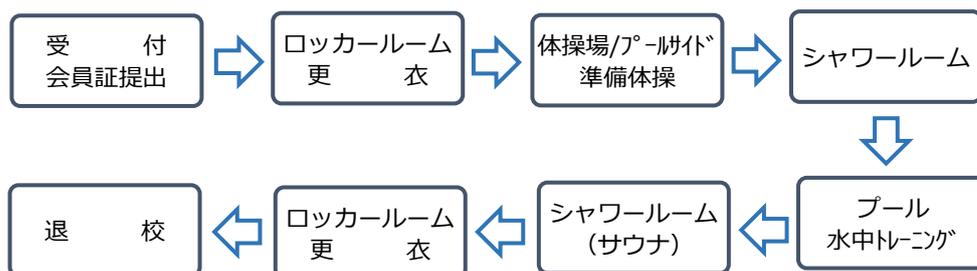
4. くつは必ず下駄箱に入れてください。

5. 幼児の爪は、必ず切っておいてください。怖がってコーチに爪を立てたり、本人自身も傷つくおそれがあります。

6. 「入会のしおり」は必ず読んでおいてください。退会・休会時の手続き方法等、事前に読んでおられると、フロントとの連絡がより簡潔に済ませることが出来ます。



授業の順序



※授業時間は出欠・点呼の時間を含みます。

【授業用の持参物】

(1)水着 (2)バスタオル (3)帽子 (4)会員証 (5)バッグ (ナイロン袋可) (6)ゴーグル

※ゴーグル持参は10級以上の希望者及び目に障害のある方。成人会員は希望者

【授業までの順序】

(1)会員証提示 (カードリーダーにかざしてください)

- ・会費未納者は授業に参加できません。
- ・会員証を忘れた方は必ずフロントに申し出てください。

(2)更衣

- ・男・女別ロッカー室で更衣してください。
- ・貴重品・現金を持ってこないようにしてください。
- ・各ロッカー室において盗難が発生した場合の責任は負いかねます。

※つきそいのある方は大人の方の性別に合わせて男女別ロッカー室をご利用ください。

(3)陸上トレーニング (準備体操)

- ・水着を着用して、体操場/プールサイドに集合し、コーチの指示に従ってください。

(4)プール内

- ・練習時間にコーチの指示なくプールに入ってはいけません。
- ・プールサイドでは、走ったり、あばれたりしてはいけません。

(5)水中トレーニング

- ・コーチに指示されたコースで練習してください。
- ・コースは泳力別に級で分かれております。
- ・プールに入る前後には必ずシャワーを浴びてください。

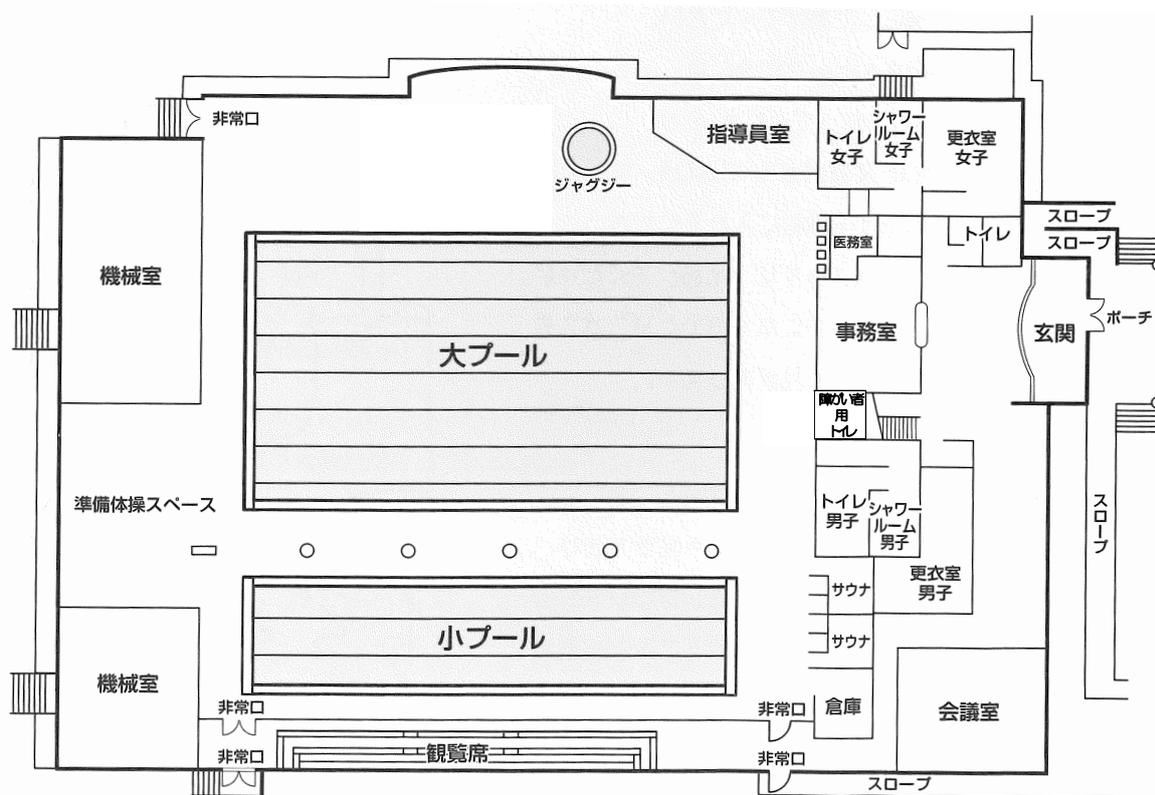
コーチの指示でシャワーをすませてから必要な練習用具を持ちます。練習中はコーチの言うことに従ってください。

休憩中はおしゃべりしたり遊んだり自由ですが、練習の最中やコーチが指示するとき、全員に注意を与えたりするときは静粛にしてください。あまり指示に従わないときは退場させることがあります。

【ロッカールームで着替える】

ロッカーはみんなが交代で使う場所ですから、いつも清潔にしましょう。そして用もないのに長い間いることは止めましょう。忘れ物に注意してください。

【姫路市立香寺温水プール案内図】



プールに通うみなさんへ

- (1)ビート板、ヘルパーなど皆で一緒に使うものを大切にしてください。
- (2)睡眠を充分とり、規則正しい生活をしましょう。
- (3)交通規則をよく守り、交通事故のないように注意しましょう。また自転車利用の方は、指定場所に正しく置き、鍵を忘れないようにしましょう。
- (4)建物内では滑ったり、転んだりする思いがけない事故になりますので、絶対に走らないこと。また暴れたり、ふざけたりしないようにしてください。

保護者様へのお願い

- ・付添者は観覧席で見学してください。
- ・お子様連れの方へお願い
子供はテーブルや椅子の上あげないでください。また、観覧席で食べたり飲んだりしたあとは、かたづけるようにしてください。
- ・観覧席からのビデオ・カメラ撮影など構いませんが、フロントにて必ず撮影許可証を申請しお受け取りください。
関係者以外の方の撮影は一切禁止いたしております。
- ・はじめて水泳の指導にお子様をお出しになる場合、なかには心配でプールサイドまで入ろうとする方がいますが、安心してコーチにおまかせください。
- ・何か疑問点がありましたら担当コーチにご質問ください。

会員規約

〔定義〕

第1条 本規約によって定める条項は「こうでらスイミングスクール」(以下総称して本スクールという)に適用されるものとする。

〔目的〕

第2条 本スクールは規約に則り、本スクール会員がスクールの施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進及び会員相互の親睦並びにフィットネスライフの振興を図ることを目的とする。

〔管理運営〕

第3条 本スクールは、神姫バスグループ&サンスイミング共同事業体(代表団体神姫トラストホープ株式会社以下「会社」という。)が経営し、管理運営にあたる事務所を施設内におく。

〔会員制度〕

- 第4条
- 1.本スクールは会員制とする。
 - 2.本スクールに入会しようとする者は、本規約を承認し本規約に基づく諸契約を会社と相互に締結しなければならない。
 - 3.会員の本スクールの特典については別に定める。
 - 4.会員は、本スクールの施設を利用する時は、常に会員証を提示しなければならない。

〔入会資格〕

- 第5条
- 1.本スクールにおいては各コース別に定められた資格に該当する者で、本スクールの規約にしたがう者。
 - 2.本スクール所定の確認書提出により本スクールの受講に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとに会社へ申告した者。

〔会員資格〕

第6条 第4条第2項の契約が完了し、規定の料金の納入により、会員資格を取得したものとする。

〔未成年者の取扱い〕

第7条 未成年者が会員になろうとする時は、所定の書類に本人とその親権者が連署した上、申し込むものとする。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

〔入会手続き〕

第8条 入会しようとする時は、所定の申込書により入会申込を行い会社の承認を得た上、会員区分に従って入会金及びその他所定の費用等を会社に払い込み、入会手続きが完了する。

〔会員資格譲渡〕

第9条 本スクールの会員資格は他に譲渡できない。

〔入会金・諸会費〕

- 第10条
- 1.会員区分に従う入会金及び諸会費は別に定める。入会金及び諸会費は税込み価格とする。
 - 2.会員は別に定める諸会費納入期日までに、それぞれの諸会費を払い込まなければならない。
 - 3.一旦納入した入会金及び諸会費は、これを返還しない。

〔諸規則の遵守〕

- 第11条
- 1.会員は本スクールの施設利用にあたり、本会則及び施設内諸規則を遵守しなければならない。
 - 2.会員は本スクールの施設利用にあたり、施設スタッフの指示に従わなければならない。
 - 3.会員は本スクールの施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。

〔損害賠償責任免責〕

第12条 会員が本スクールの施設の利用中、会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、会社はその損害賠償の責任を負わない。

〔会員の損害賠償責任〕

第13条 会員が本スクール諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合その会員が賠償の責に任ずるものとする。

〔会員資格喪失〕

第14条 会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利をも喪失する。その場合速やかに会員証を返還しなければならない。但し、入会金の返還はしないものとし、会員は会員証を返還するまでは、諸会費及び諸費用を支払う責を負い、会社はこれらを請求する権利を有する。

- 1.会員の都合により退会を申し出、会社がこれを承認した場合。
- 2.第15条により除名された場合。
- 3.会員本人が死亡した時。
- 4.経営上やむを得ない事由により、本スクールを閉鎖した時。
- 5.姫路市から指定管理者の指定を取り消された時。

〔会員除名〕

第15条 会員は次の各号に該当する場合、会社はその会員を本スクールから除名することが出来る。

- 1.本スクールの規約及び諸規則に違反した場合。
- 2.本スクールの名誉を傷つけ、秩序を乱し、本スクール会員としてふさわしくない行為をした場合。
- 3.諸会費及び諸費用の支払を怠った場合。
- 4.その他会社が本スクール会員としてふさわしくないと認めた場合。

〔施設の一時的閉鎖・一時的休業〕

第16条 次の場合会社は、諸施設の全部又は一部の閉鎖、若しくは休業をすることができる。その場合、一週間前までにその旨を告知する。但しこれにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはない。

- 1.気象災害、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
- 2.施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合。
- 3.定期休業等による場合。
- 4.その他重大な事由によりやむを得ない場合。

〔利用の禁止〕

第17条 次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止する。

- 1.刺青のある者。
- 2.伝染病、その他、他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有する者。
- 3.一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する者。
- 4.飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断した者。
- 5.医師から運動を禁じられている者。
- 6.その他、正常な施設利用ができないと会社が判断した者。

〔諸費用の変更〕

第18条 会社は、本規約に基づいて会員が負担するべき諸費用を、社会経済情勢の変動に応じて変更することができる。この場合、会社は一ヶ月前までに、全会員にこれを告知する。

〔規約の改定〕

第19条 会社は、規約等の改定を行う事ができる。尚、改定した規約等の効力は全会員に及ぶものとする。